

群馬の原発避難者 賠償求める裁判 2 審 国の責任認めず 東京高裁

毎日新聞 2021 年 1 月 21 日 17 時 45 分



福島第一原子力発電所の事故で群馬県に避難した人たちが、国と東京電力に賠償を求めた裁判の 2 審の判決で、東京高等裁判所は国の責任を認めた 1 審判決を取り消し、国の責任を認めませんでした。

原発事故で避難した人たちが国を訴えた集団訴訟の高裁判決は全国で 2 件目で、国の責任を認めた去年 9 月の仙台高裁の判決とは判断が分かれました。

原発事故で福島県から群馬県に避難した 91 人が国と東京電力に総額およそ 15 億円の慰謝料などを求めた裁判で、4 年前、1 審の前橋地方裁判所は「津波を予測して事故は防ぐことができた」として、全国の集団訴訟では初めて国と東京電力の責任を認め、3800 万円余りの賠償を命じました。

21 日の 2 審の判決で、東京高等裁判所の足立哲裁判長は「津波の発生を予測できたとは言えず、防潮堤などを設置したとしても津波による原発内の浸水は防げず、原発事故の発生を回避することはできなかった。国の対応に問題があったとは認められない」と指摘し、国の責任を認めませんでした。

一方で東京電力については賠償責任があるとし、1 審よりも賠償額を大幅に増やし、90 人に対して 1 億 1900 万円余りを賠償するよう命じました。

原告弁護団「容認できない判決」

判決の後、原告と弁護団が東京 千代田区で会見を開きました。

鈴木克昌弁護団長は「判決は、今後も原発施設はいいかげんな設計でも仕方がないと言っているのと同じだ。国の責任や落ち度について、非常に甘い判断していて、容認できない」と強く批判しました。

いわき市から前橋市に避難した原告の丹治杉江さん（64）は「原発事故から 10 年たとうが 20 年たとうが、元の暮らしには戻れず、もう二度といわきには帰れません。原告の苦しみを国は分かっている。こんな不正義な判決を許すことはできません」と話しました。

原子力規制委「適切な規制行う」

福島第一原発の事故で群馬県に避難した人たちが国と東京電力に賠償を求めている裁判の 2 審の判決で、東京高等裁判所は国の責任を認めた 1 審判決を取り消し、国の責任を認めませんでした。

これについて原子力規制委員会は「原発事故の教訓を踏まえて策定された新規制基準の審査を厳格に進めていくことで、適切な規制を行って参りたい」とコメントしています。

東京電力「判決内容精査し対応検討」

福島第一原子力発電所の事故で群馬県に避難した人たちが国と東京電力に賠償を求めた裁判の 2 審の判決で、東京高等裁判所が東京電力に賠償を命じたことを受け、東京電力は「原子力発電所の事故により、福島県民のみなさまをはじめ、広く社会のみなさまに大変なご迷惑とご心配をおかけしていることについて、改めて心からお詫び申し上げます。本日、東京高裁において言い渡された判決について、今後、判決内容を精査し、対応を検討して参ります」とコメントしています。

福島第1原発事故 原発避難者訴訟 国の責任否定

原告、声を震わせ 支援者らに落胆広がる / 群馬

毎日新聞 2021年1月22日 地方版



控訴審判決を前に、東京高裁へ向かう原告ら＝東京都千代田区で2021年1月21日午後1時31分、大西岳彦撮影

「苦しみ10年、なぜ認めぬ」

東京電力福島第1原発事故の避難者らが東電に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決後、コメントを述べる原告の丹治杉江さん＝東京都千代田区で2021年1月21日午後2時23分、大西岳彦撮影

東京電力福島第1原発事故の県内避難者が国と東電に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は21日、1審・前橋地裁が認めた国の責任を一転して否定した。東電の責任は認め、原告91人の大半に賠償金を支払うよう命じたものの、国に対する請求は棄却され、原告や支援者らには落胆が広がった。【鈴木敦子】

「この10年間、言葉にならない悲しみや苦しみ、身内の死亡を経験してきた。国や東電がやるべき安全対策をしなかったから事故が起きたのに、なぜ責任が認められないのか。全く理解できない」。法廷の原告席で判決を聞いた前橋市の丹治杉江さん（64）は、高裁に駆け付けた支援者らを前に声を震わせた。



福島県いわき市の自宅は原発から約35キロ、海岸からは約4キロの距離に位置する。夫の幹夫さん（67）はワープロ修理業を営んでいたが、事故後は「福島」というだけで離れた客もあり、仕事が激減。避難指示区域ではないが、目に見えない放射能への恐怖も重なり、2人は2011年7月、借金をして前橋市で中古の家を買った。

杉江さんは東京高裁で18年3月～20年7月に行われた10回の審理を全て傍聴し、国側の主張に耳を傾けた。その中で特に怒りを覚えたのが、19年9月の第

7回口頭弁論。自主避難者の訴えについて国は「自主避難等対象区域に居住する住民の心情を害し、ひいては我が国の国土に対する不当な評価となるものであって、容認できない」と主張した。

「国民の命と財産を守るべき国から切り捨てられた。『自主避難』と言っても線を引いたのは国だ。一体、私たちがどんな過ちを犯したというのか」。今もいわき市に住む友人や親族は、心情を害するどころかむしろ「群馬で元気にしているか」と気に掛けてくれる。福島県民の分断を狙う国のやり方に、悔しさや無念さが募った。

群馬で知り合った避難者の中には福島に帰った人もいる。だが、聞かされるのは暗い話ばかり。「自宅に帰ることが希望だったが、帰ってみたら絶望の地だった」。若者や子どもは減り、スーパーの棚には酒やカップ麺ばかりが目立つという。

控訴審では賠償額が増えるかどうかに期待を寄せていた。17年の1審・前橋地裁判決後、総額3855万円の賠償が認められたという報道を見た知人からは「3000万円ももらえて良かったね」と声を掛けられた。だが、それは原告137人中62人への総額で、夫妻に認められたのは1人20万円。裁判費用を差し引けば18万円だった。生活を壊され、故郷を奪われたことへの対価としては、あまりにも少ない額だった。

1審判決での賠償額はそれぞれの状況によって異なったが、東京高裁も避難者を7区分に分け、異なる賠償額を提示した。1審から増えた人と減った人がいて、自身の額についてはまだ分からない。

3月には東日本大震災から10年を迎える。避難者の実態を知ってもらおうと、無償で取り組む講演や福島への案内は計270回に上った。震災によって群馬に避難してきた住民は20年12月末時点で751人に上る。控訴審の原告の数は91人だが、その中で実名を公表しているのは丹治さん夫妻だけで、多くは差別や偏見を恐れて裁判への参加を周囲に明かしていない。

判決後、東京都内の報告集会で杉江さんは声を上げられない避難者の現状を代弁した。転校先でいじめられ不登校になった子ども、出産を諦めた女性、若くしてがんで亡くなった人——。「こんな不正義な判決がまかり通るようでは事故はまた起きる。泣く人、苦しむ人、命を奪われる人が生まれてしまう」

国の責任を認めなかった判決に原告の80代男性も毎日新聞の電話取材に憤りをあらわにした。「国にとっては人ごとなのか。被災者の苦労に思いをはせることなく、責任逃れと保身しか感じない」

事故前まで福島県南相馬市で同居していた子や孫とは離ればなれになり、避難したことで、民生委員や自治会長などとして築いた人間関係も全て失った。男性は祈るように語った。「国策として進めた原発なのだから、国の責任を認めるべきだ。年齢の問題もあるので、とにかく早く、納得のいく解決策を示してほしい」。

検証

福島第1原発事故 原発避難者訴訟 東京高裁判決

地震長期評価、信頼せず

毎日新聞 2021年1月22日



福島第1原発事故に伴い群馬県に避難した住民らが国と東電に損害賠償を求めた訴訟の控訴審で、判決後に幕を掲げる原告の弁護士＝東京都千代田区で2021年1月21日午後2時15分、大西岳彦撮影

国の責任が争われた東京電力福島第1原発事故の避難者訴訟で2例目の控訴審判決となった21日の東京高裁判決は、「国の責任は認められない」と結論付け、1例目と司法判断が割れた。訴訟の行方は見通せなくなり、避難者らからは戸惑いと怒りの声上がる。【遠山和宏、近松仁太郎】

国の津波予見不可能

原発事故の賠償責任について、先例判断となった2020年9月の仙台高裁判決は、高裁として国の責任を初めて認めた。今回の訴訟の控訴審も、国の責任の有無が最大の争点だったが、政府の地震調査研究推進本部（推本）が出した地震予測「長期評価」への評価の違いが、結論を分けた。

推本は02年7月に長期評価を公表し、福島沖を含む日本海溝でマグニチュード（M）8級の地震が起きる可能性があると指摘した。住民側は、この長期評価に基づいて国が津波の試算をしていれば事故は防げたと訴えていた。

仙台高裁は、住民側の主張に「満額回答」した。推本は国が自ら地震に関する調査のために設置しており、多数の専門学者が参加した機関だとした。このため、長期評価は、個々の学者や民間団体の一見解とは格段に異なる重要な見解だとし、

「相当程度に客観的かつ合理的根拠を有する科学的知見であったことは動かしがたい」として、国が津波を予見できたとする最大の根拠に据えた。

これに対して東京高裁は、仙台高裁より掘り下げて長期評価の不確実な要素を分析した。

長期評価は、三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りを一つの領域として設定し、領域内で過去約400年の間に巨大津波を伴う地震が3度起きたことを前提に、同様の地震が起きる確率を算出している。だが、「領域の設定に無理がある」「3度

の地震の一つとされる1611年の慶長三陸地震は震源が明らかでない」——などの異論が専門家から投げかけられていた。

さらに、津波の予測を巡っては02年2月、電力会社の研究者や大学教授らでつくる「土木学会」が別の計算式「津波評価技術」を公表したが、これを基にした試算は長期評価ほど高い津波を予測していなかった。

東京高裁は、こうしたことを踏まえて長期評価の科学的な信頼性をより厳格に評価し、国の予見可能性を否定した。一方で、東電については、過失の有無に関係なく事業者が賠償責任を負う原子力損害賠償法に基づき請求を認め、1審よりも賠償額を積み上げた。

事故を巡っては、東電の旧経営陣3人が検察審査会の起訴議決によって強制起訴されたが、東京地裁は19年9月、3人を無罪とした。判決は長期評価を「根拠が具体的でなく、専門家の意見も分かれていた」とし、信頼性に限界があるとした。東京高裁判決は刑事裁判に近い判断といえる。

元東京高裁判事の升田純・中央大教授（民法）は「推本の予測は仮説に過ぎず、直ちに予見可能性が認められるわけではない。予見可能性の判断には、津波対策を講じる義務が生じるほどの可能性があると言えるかどうかを吟味する必要がある。東京高裁は長期評価に異論があったことや、別の知見と整合しないことを丁寧にみたのだろう」と指摘する。

1審は7勝7敗 原告「頭が真っ白に」

国の責任が争われた全国原発訴訟の判断

※○は国の責任を認める、×は認めず

1審(地裁)		2審(高裁)	
前橋	2017年3月 ○▶	東京	21年1月21日 ×
千葉	9月 ×▶	東京	2月19日 ?
福島	10月 ○▶	仙台	20年9月30日 ○
京都	18年3月 ○▶	大阪	審理中
東京	同 ○▶	東京	審理中
横浜	19年2月 ○▶	東京	審理中
千葉	3月 ×▶	東京	審理中
松山	同 ○▶	高松	審理中
名古屋	8月 ×▶	名古屋	審理中
山形	12月 ×▶	仙台	審理中
札幌	20年3月 ○▶	札幌	審理中
福岡	6月 ×▶	福岡	控訴中
仙台	8月 ×▶	仙台	控訴中
東京	10月 ×▶	東京	控訴中

国の責任が争われた全国の原因訴訟の判断

福島第1原発事故の避難者が起こした集団訴訟は全国で約30件あり、原告は総勢約1万2000人規模に膨らんでいる。国の責任が争われた訴訟は14件で1審判決が下され、原告と国の「7勝7敗」だ。高裁でも見解が割れたことで、国の責任を巡る司法判断の方向性は視界不良となった。

「全く予想していなかった。頭が真っ白になった」。21日の判決後、東京都内で開かれた記者会見。前橋市に住む原告の丹治杉江さん（64）は声を震わせた。事故後、福島県いわき市の自宅から夫と2人で移り住んだ。この10年、原発のことを考えない日は一日もないといい、「同じ事故で、同じ損害、同じ原因を訴え続けてきた。なぜこれほど判断が違うのか。一般人の感覚では理解できない」と涙をぬぐった。

今回の前橋訴訟は、同種訴訟の中で最も早い17年3月に1審判決が言い渡された。前橋地裁は長期評価の信頼性を高くみて、国は大規模津波を予見できたと判断。国が配電盤や非常用発電機を高所に設置するよう東電に命じていれば事故は防げたとして、国に賠償を命じた。

画期的とされたその司法判断が東京高裁に覆され、他の同種訴訟の原告らからも怒りの声が上がった。20年9月の仙台高裁判決で、控訴審で初めて国の責任を認めさせた福島訴訟の原告団長、中島孝さん（65）＝福島県相馬市＝は「国にそんなくしたとしか思えない。司法は原発の安全性を確認する役割を放棄した」と東京高裁判決を批判した。

各地の裁判所で続く同種訴訟はおおむね似通った主張、立証が展開されている。その中でも、東京高裁は、民事裁判を熟知したベテラン民事裁判官が多く配置されており、法曹関係者の間では他の高裁より注目度が高い。2月19日には同じく東京高裁で、国相手としては3件目となる千葉訴訟の控訴審判決が言い渡される。1審では、国の責任が否定されている。

福島県浪江町から千葉県に一時避難していた千葉訴訟の原告、瀬尾誠さん（68）＝長野県飯綱町＝は、控訴審で住民側の説明に熱心に耳を傾けていた裁判官の姿を目に焼き付けているといい、「説得力のある判決を」と願った。

福島訴訟は既に原告と国、東電が仙台高裁判決を不服として上告している。最終的には最高裁が統一判断を示す展開が見込まれそうだ。

原発事故、国の責任否定「津波予見できず」

東電賠償額は上積み 東京高裁

朝日新聞 2021年1月22日 5時00分



国の責任を否定した東京高裁判決を受け、「不当判決」などと訴える原告弁護団＝21日、東京・霞が関、金子和史撮影

東京電力福島第一原発事故で群馬県内に避難した住民らが国と東電に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が21日、東京高裁（足立哲裁判長）であった。一審・前橋地裁は国と東電に同等の責任を認めたが、高裁は国の責任を否定し、東電だけに賠償を命じた。賠償額は90人に対する約1億2千万円で、62人への約4千万円だった一審から上積みした。

原発事故をめぐる避難者らの集団訴訟は全国で約30件あり、地裁判決が出た14件のうち、国の責任まで認めたのは7件と判断が分かれている。控訴審の高裁で判決が出るのは昨年9月の仙台高裁に続き、今回が2件目。仙台高裁は国の責任を認めており、高裁レベルでも判断が割れた。

争点は政府の「地震調査研究推進本部」が2002年に公表した「長期評価」の信頼性だった。東北沖でマグニチュード8・2級の津波を伴う地震が来る可能性を示す内容で、前橋地裁は信頼性を認めていた。一方、東京高裁は当時の土木学会の知見と食い違う点などを踏まえ、「長期評価から実際の津波の発生を予見できたとはいえない」と信頼性を否定した。

さらに、長期評価に基づいて東電が計算した津波と実際の津波は規模や様相が大きく異なっていたことなどから、「長期評価を前提に措置を講じてでも事故は回避できなかった」と認定。国が規制権限を行使して東電に事故を回避する措置を命じなかったことは「著しく合理性を欠くとは認められない」と結論づけ、国の責任を否定した。

一方、東電については「原告は平穏な日常生活を送る利益を事故で侵害された」と指摘し、責任を認めた。前橋地裁は原告137人のうち62人に計3855万円の支払いを命じたが、高裁は避難前の居住地域などを個別に検討し、90人を対象に計約1億2千万円（1人当たり7万～1494万円）まで上積みした。

原告弁護団は判決後、「裁判所は国のまやかしの主張にごまかされ、長期評価より業界内部の基準にすぎない土木評価技術を優先した」と批判する声明を出した。賠償額の上積みについても「完全賠償にはほど遠い」とした。会見した馬奈木（まなぎ）巖太郎弁護士は「仙台高裁の判決と全く正反対。予見可能性を認めない理由が今までの判決で最もひどい」と話した。

（根津弥、三浦淳）

国の責任一転否定 原発避難者訴訟 東京高裁、前橋地裁判決覆す 賠償額は増額

東京新聞 2021年1月21日

東京電力福島第一原発事故後に福島県から群馬県などに避難した住民らが国と東電に計約4億5000万円の損害賠償を求めた集団訴訟の控訴審判決で、東京高裁（足立哲裁判長）は21日、国と東電の賠償責任を認めた一審の前橋地裁判決を覆し、国の責任を認めない判断をした。東電にのみ命じた賠償額は、原告91人のうち90人に対し計約1億2000万円。一審から8000万円余り増額させた。

【関連記事】「あまりに不当」 怒りに震える避難者

【関連記事】「積み上げられた証拠を無視。ありえない」



原発事故避難者が国と東電へ損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決を受け、「賠償額を上積み」「不当判決」と書かれた垂れ幕を掲げる弁護士ら
全国で約30件ある集団訴訟で、高裁判決は2件目。昨年9月の仙台高裁判決は、

国と東電の責任を認めており、国の責任を否定した初の高裁判断となった。

訴訟では国が2002年に公表した地震予測「長期評価」の信頼性が争点になった。長期評価は福島県沖の地震を予測していた。

◆「防潮堤あっても事故は防げず」

この日の判決は、長期評価の信頼性には専門家からも異論があり、津波の発生は予見できなかったとした。その上で「東電が長期評価に基づいて試算した最大15・7メートルの津波を前提に防潮堤を設置していたとしても事故は防げなかった」と指摘。津波対策に関する国の東電への対応に「問題があったとは言えない」と判断した。東電については、平穏な日常生活を送る人格的利益を侵害したとして賠償責任を認めた。

17年3月の前橋地裁判決は、長期評価を考慮すれば、東電はその数カ月後には巨大津波を予見できたと指摘。配電盤や非常用電源の高台設置などの安全措置を取らなかった過失が、事故につながったと判断した。国は東電の自発的な津波対策が難しいと認識していたとして「規制権限に基づき対策を取らせるべきなのに怠った」と断じていた。

一方、賠償額は増額した。避難の経緯や年齢を踏まえ、支払い済み賠償額との差額を算定。避難指示区域内にいた原告には1100万～1500万円、旧緊急時避難準備区域の原告には260万～580万円、自主避難した原告には30万～70万円の賠償を命じた。

原告のうち一審の賠償額に不服のある住民や賠償が認められなかった住民が控訴。国と東電も控訴し、長期評価は科学的知見が不十分で津波襲来は予見できなかったとして、過失はなかったと反論していた。

「あまりに不当…」 怒りに震える原告側の避難者 東京高裁、原発事故で国の責任否定

2021年1月21日 20時01分

「不当判決」。東京電力福島第一原発事故で国の責任を否定する判決が言い渡された午後2時すぎ、東京高裁前に現れた弁護団は、厳しい表情で紙を掲げた。一審判決から後退する内容に、支援者の高齢男性は「避難者の苦しみが続く。司法に正義はない」と強い口調で判決を非難した。

【関連記事】 [国の責任を一転否定](#)

【関連記事】 [「積み上げられた証拠を無視。ありえない」](#)



控訴審判決後の報告集会で涙をめぐう原告の丹治杉江さん。左は鈴木克昌弁護団長

◆判決を分ける「長期評価」

			○ 認める × 認めず		国の責任	東京電力の責任
原発事故を巡る集団訴訟 各地の判決	地裁判断	2017年 3月17日	前	橋	○	○
		9月22日	千	葉	×	○
		10月10日	福	島	○	○
		18年 3月15日	京	都	○	○
		16日	東	京	○	○
		19年 2月20日	横	浜	○	○
		3月14日	千	葉	×	○
		26日	松	山	○	○
		8月 2日	名	古屋	×	○
		12月17日	山	形	×	○
		20年 3月10日	札	幌	○	○
		6月24日	福	岡	×	○
		8月11日	仙	台	×	○
		10月 9日	東	京	×	○
	高裁判断	20年 9月30日	仙	台	○	○
		21年 1月21日	東	京	×	○

原発事故の避難者集団訴訟を巡っては、今回の判決までに八つの地裁・高裁が国と東電の責任を認めたが、七つの地裁は東電の責任しか認めていない。

判決を分けているポイントは、国が2002年に出した地震予測「長期評価」の信頼性に対する判断だ。

長期評価は、過去の津波地震を基に今後の津波地震の可能性を指摘。福島沖を含む日本海溝沿いでは、「マグニチュード8級の地震が30年以内に20％程度の確率で発生する」と警告した。長期評価を基に東電内では08年、福島第一原発を最大15・7メートルの津波が襲う可能性があるとして試算していたが、対策は取られなかった。

今回の判決は、長期評価について、電力業界が工学の専門家らと策定した津波評価とも整合していなかったなどとして信頼性を否定した。

◆「原発のことを考えない日はない」

判決後、東京都内であった集会で、原告代表の丹治杉江さん（64）は「訴えをすべて否定された思い。生きていくのが嫌になる判決だ」と涙ながらに語った。

丹治さんは11年3月の事故当時、原発から約35キロ離れたいわき市で暮らしていた。再び事故が起きるかもしれないと不安になり、夫と車で前橋市に自主避難。避難先では当初、「車はちゃんと除染したのか」「あなたも被ばくしているんでしょ」と心無い言葉を投げかけられた。

夫と家電修理の仕事を営みながら、中古で購入した家のローンを返す日々。10年たっても生活はままならない。「事故から10年。浮草のような暮らしが続き、原発のことを考えない日はない。あまりに不当な判決だ」と声を震わせた。

弁護団の関夕三郎弁護士は「原発事故は命や財産を奪う。国は東電とのなれ合いで、緩みきった対応をしてきた。国の責任を司法が裁かなければ、事故は再び起き得る」と警鐘を鳴らした。（小沢慧一）

「積み上げられた証拠を無視。ありえない」 国の責任を否定した東京高裁判決に怒り 福島・生業訴訟の中島原告団長

2021年1月21日 19時47分

東京電力福島第一原発事故の被災者による集団訴訟は全国で約30件続いている。福島県や隣接県で被災した約3650人の集団訴訟（生業訴訟）で原告団長を務める中島孝さん（65）＝相馬市＝は21日、国の責任を否定した東京高裁の判決に「これまでに積み上げられた証拠を無視した。ありえない」と憤慨した。（片山夏子）



2020年10月13日、「国や東電に上告せず早期救済を求めてきたが上告し、自ら果たすべき責任を先送りにした」と記者会見で憤る中島孝原告団長（中央）＝福島市内で（片山夏子撮影）

◆20年9月の仙台高裁 国の責任を全面的に認める

中島さんらの訴訟では2020年9月30日、仙台高裁（上田哲裁判長）が国の責任を全面的に認める判決を出した。東京高裁判決では一審の前橋地裁が国の責任を認

めただけに、それが維持されるかが最大の焦点だった。

中島さんは「仙台高裁では、東電幹部に対する刑事裁判や同様の民事訴訟も踏まえ、津波は予見でき、規制権限を持つ国が役割を果たさなかったと断罪、国の権限不行使は違法だと認定した」と解説。続けて「それなのに今回、津波の予見性や水密化などの対策による事故回避の可能性をも否定し、何もしなかった国の責任を否定。同様の裁判で積み上げられた証拠を完全に無視した判決だ」と怒りを込めた。

原子炉等規制法など三つの法律により、国は原子力災害防止の観点から安全規制をすべきだと指摘。「長期評価に基づき、対策をしていれば原発事故は防げた。国の責任を認めなかったことで、再び原発事故が起こる可能性を高めた」と語気を荒らげた。

「国の責任論に決着」福島原発訴訟・仙台高裁判決の意義 原告弁護団の馬奈木巖太郎弁護士に聞く

2020年10月14日 12時00分

東京電力福島第一原発事故から9年半、事故収束作業とは別に続くのが、被災者らによる事故の責任追及だ。原子力政策を推進してきた国に責任はあるのか。集団訴訟の判決で仙台高裁は9月30日、「東電を規制する立場の役割を果たさなかった」と指弾し、国は東電と同等の賠償義務があると判断した。「責任論に決着をつけた」と評価する原告弁護団事務局長の馬奈木巖太郎（いずたろう）弁護士（45）に、判決の意義と被災者救済のあり方を聞いた。（小川慎一）



福島原発訴訟について語る馬奈木巖太郎
弁護士＝10月9日、東京都千代田区で

ー判決をどう評価する。

原発事故の国の責任を巡っては、集団訴訟の地裁判決で判断が割れてきた。今回は勝ち星が一つ増えたというレベルではなく、国の責任論に決着をつけるもの

だ。他の判決や東電旧経営陣3人の刑事裁判（1審東京地裁は無罪、検察官役の指定弁護士が控訴）も意識し、国の責任を否定する論拠を丁寧に批判した。

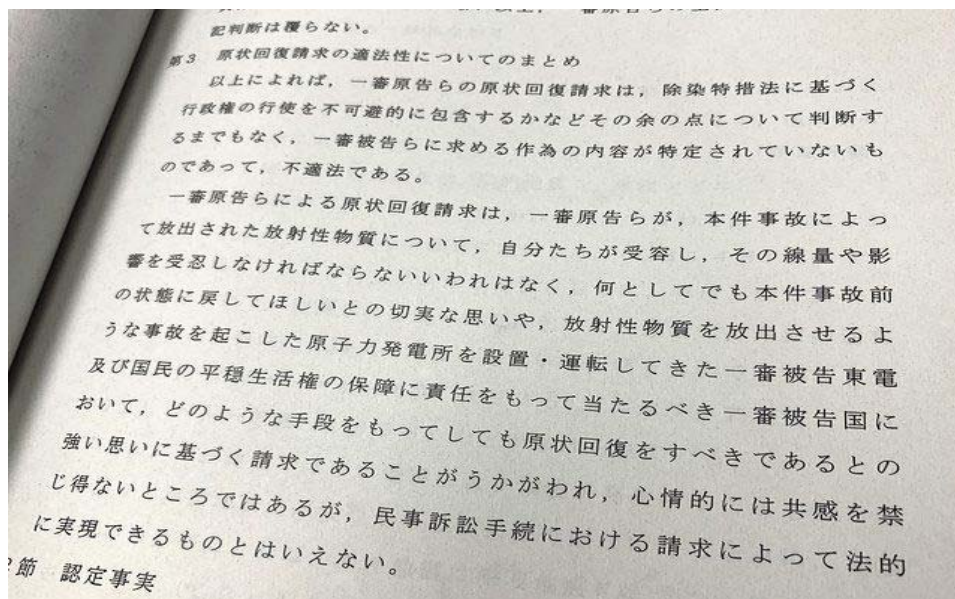
ーどう決着をつけたか。

責任が認められるかは、①危険を事前に予測できたか②予測できたとして対策を講じれば結果を回避できる可能性があったかーという二つのポイントがある。

◇「長期評価」の信頼性は揺るがない

仙台高裁判決は、政府機関が2002年に公表した地震予測「長期評価」に基づいて試算しておけば、原発の全電源喪失を引き起こす津波の可能性を認識できたとしている。この「予見可能性」は多くの訴訟で認められてきたが、刑事裁判や国の責任を否定した集団訴訟判決の中には、長期評価の信頼性が十分ではないと判断した例もある。

長期評価の信頼性は揺るがない。これが高裁の判断だ。阪神大震災後に法律に基づき国が設置した機関で一線級の学者がまとめた見解は、単なる研究発表ではない。一般的な防災の指針作りへの活用が予定されており、慎重に安全を確保すべき原発が無視できるはずがないというわけだ。



9月30日の仙台高裁判決は、原告が求めた「放射能で汚染された土地の原状回復」は退けた。だが判決文では、その請求について「感情的には共感を禁じ得ない」と記した

◇対策は複数あった

－②の結果回避の可能性については。

東電と国は防潮堤を設置しても事故は防ぎきれなかったと主張したが、判決はその対策だけでは不十分だと一蹴している。他の電力会社は、重要な設備がある建屋に水が入らないようにするなど別の対策も進めていた。東電と国は、防潮堤以外の対策で事故を回避することは不可能だった、とは立証しなかった。

－国の姿勢を厳しく批判する判決でもあった。

こんな一節がある。「原子力事業者は営利企業で利益確保のため、ややもすれば津波

対策を先送りしたり、極力回避したりしようとする。規制当局はそれが有り得るとふまえて、安全寄りの指導、規制が期待されている」。原子力を推進してきた国がその役割を果たさなかったことを、判決はしっかりと指摘している。

◇被災者の全体救済を

福島第一原発事故を巡る 集団訴訟 各地の判決

			国の責任	東京電力の責任
○ 認める × 認めず — 被告に含めず 丸数字は控訴審と対応				
地裁判断	2017年	3月17日 前橋①	○	○
		9月22日 千葉②	×	○
		10月10日 福島③	○	○
	18年	2月 7日 東京④	—	○
		3月15日 京都	○	○
		16日 東京	○	○
		22日 福島 いわき支部⑤	—	○
	19年	2月20日 横浜	○	○
		3月14日 千葉	×	○
		26日 松山	○	○
		27日 東京	—	○
		8月 2日 名古屋	×	○
	20年	12月17日 山形	×	○
		2月19日 福島	—	○
		3月10日 札幌	○	○
		6月24日 福岡	×	○
		8月11日 仙台	×	○
高裁判断	20年	10月 9日 東京	×	○
		3月12日 仙台⑤	—	○
		17日 東京④	—	○
	21年	9月30日 仙台③	○	○
		1月21日 東京①	?	?
		2月19日 東京②	?	?

— 仙台高裁判決は、国の賠償基準よりも賠償の額や対象範囲を広げた。

中間指針など国の賠償基準を上回る損害があるかを、区域ごとに一律に評価して水準を引き上げ、賠償対象も1審判決の約2900人から3450人に広げた。中間指針は福島南部や会津地域、隣接県の住民は被害者とされてこなかったが、判決では会津でも、子どもと妊婦の被害が認められた。福島全59市町村の住民が原告となった集団訴訟で、中間指針の不十分さが明確になった。これは原告だけではなく、裁判をしていない県民全体に影響がある点で重要だ。

— 賠償のあり方をどのように見直すべきか。

中間指針の見直しはもちろんだが、東電だけではなく国も等しく責任を負わないといけない。国は「原発政策を推進してきた歴史的経過を鑑みて社会的責任を負う」といって法的責任を否定し、東電の後方支援のような形をとってきた。だが仙台高裁判決が認めたように、国は当事者だ。法的義務として、被災者救済をしなければならない。

◇政府と国会の出番だ ー新たな法律が必要か。

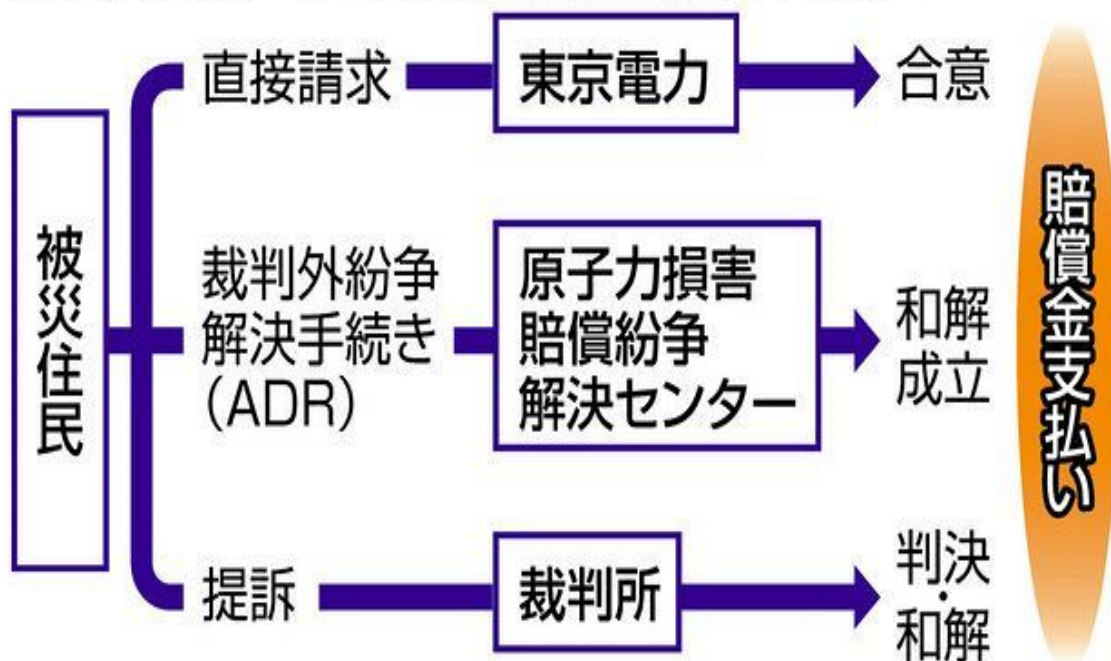
原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）は、過失を要件とせずに事業者の責任を認めており、被害者救済には優しく見える。だが、この法律の目的は「被害者の保護」と「原子力事業者の健全な発達」で、簡単に言えば金を払うから原発をやらせろという法律だ。かつての公害、水俣病、ハンセン病、薬害と同じように、国に対して被害に見合った救済を義務付ける法律が必要となる。お金だけではなく、医療や生活再建のサービスなどを制度化すべきだ。

ー来年 1、2 月には東京高裁で判決が出る。

仙台高裁判決の流れが続いてほしい。いずれの高裁判決も、国、東電は上告するだろう。最高裁では 3 訴訟で一括して、国の責任論を判断する可能性がある。国を加害者だと確定させたい。そして、原告以外の全体救済につなげないといけない。原発事故から 10 年を前に、政府と国会にはやるべき仕事があるはずだ。

◇賠償請求には三つの方法 東電が支払い拒む例も

原発事故による損害賠償請求の流れ



被災者が東電に賠償請求する方法は、①東電への直接請求②裁判外紛争解決手続き（ADR）の利用③裁判所への提訴ーの三つがある。東電は国の「中間指針」に沿って賠償額を決めるが、指針を絶対視して支払いを拒む例がある。

ADR は国の原子力損害賠償紛争解決センターが仲介し、申し立てから和解案提示までは 10 カ月程度かかる。被災者の事情に応じて中間指針から賠償金を増やした和解案を、被災者と東電の双方が受け入れれば、賠償金が支払われる。だが、東電が集団申し立ての和解案を拒む例が目立つ。

東電や国に損害賠償を求めた被災者の集団訴訟は約 30 件あるが、確定判決はまだない。東電と国の津波対策を巡る責任や、中間指針による賠償金が妥当かが主な争点。東電の責任は全判決が認めている一方で、国の責任について判断が割れている。複数の判決が中間指針を超えた賠償金の支払いを命じている。

東京電力が原子力損害賠償 紛争解決センターの和解案を 拒否し、決裂した件数



東電による賠償には、国が原子力損害賠償・廃炉等支援機構に国債を交付し、現金化して東電に無利子で貸し付ける資金が使われている。税金を機構を通して使う仕組みだ。東電によると、支払総額は 10 月 9 日時点で約 9 兆 6171 億円。

中間指針 文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会（原賠審）が 2011 年 8 月に示した賠償基準。13 年 12 月までに 4 回補足されたが、抜本的な見直しはされていない。政府の避難指示に基づき避難を強いられた人の精神的賠償は、避難指示解除の 1 年後まで月 10 万円が支払われる。避難区域外からの避難者への精神的賠償は大人 8 万円、子どもと妊婦が最大 48 万円